

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東村山市長

## 公表日

令和4年12月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務</li><li>・保険給付の支給に関する事務</li><li>・一部負担金に係る措置に関する事務</li><li>・一時差止めに関する事務</li><li>・保険税の賦課に関する事務</li></ul> <p>3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理に関する事務</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得ならびに紐付け等に関する事務</li></ul> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険給付等の支給に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<p>1. 国民健康保険(税)システム</p> <p>2. 国民健康保険(資格)システム</p> <p>3. 国民健康保険(給付)システム</p> <p>4. 団体内統合宛名システム</p> <p>5. 中間サーバー</p> <p>6. 国保総合システム及び国保情報集約システム</p> <p>7. 医療保険者等向け中間サーバー等</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国民健康保険税賦課ファイル
- (2)国民健康保険資格ファイル
- (3)国民健康保険給付ファイル
- (4)国民健康保険関連情報ファイル
- (5)口座登録・連携ファイル関係情報

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条</p> <p>3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条  3. 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認等システムに関する業務のための機関別符号を取得する等)  4. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	健康福祉部 保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東村山市役所 健康福祉部 保険年金課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険関連情報ファイル	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百二十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) : 第二欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、109の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務22、88、97、120の項及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第8条第3号ハ、第10条の2第3号第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項、第55条の2第3号 (情報照会の根拠) ・別表第二 27、42、43、44、45の項 ・別表第二省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	: 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項) : 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。  (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。 )に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)			
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条、第25条、第26条 ※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定		事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②	津田 潤	健康福祉部 保険年金課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7	郵便番号 189-8501東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係住所:東京都東村山市本町1-2-3電話:042-393-5111(代表)FAX:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8	郵便番号 189-8501東村山市役所 健康福祉部 保険年金課住所:東京都東村山市本町1-2-3電話:042-393-5111(代表)FAX:042-393-6846	東村山市役所 健康福祉部 保険年金課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1~9	様式変更による	IVリスク対策 1~9	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給者証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法別表第二に基づいて、東村山市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課・徴収・滞納整理に関する事務 3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての期間別符号の取得等事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条第1号から第6号 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、109の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務22、88、97、120の項及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第8条第3号ハ、第10条の2第3号第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号ロ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第2項、第55条の2第3号 ※別表第二の30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定  (情報照会の根拠) ・別表第二 27、42、43、44、45の項 ・別表第二省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	1. 番号法第19条第7号(特定個人用法的提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45 2. 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(時点)	平成29年6月30日時点	令和2年8月3日時点	事後	
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(時点)	平成29年6月30日時点	令和2年8月3日時点	事後	
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人用法的提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45 2. 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45 2. 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年11月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(時点)	令和2年8月3日時点	令和3年9月27日時点	事後	
令和3年11月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(時点)	令和2年8月3日時点	令和3年9月27日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課・徴収・滞納整理に関する事務 3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての期間別符号の取得等事務	1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課・徴収・滞納整理に関する事務 3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得ならびに紐付け等に関する事務	事後	
令和4年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条第1号から第6号 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年9月9日	I 関連情報 4. 情報提要ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45 2. 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法 第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 3. 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認等システムに関する業務のための機関別符号を取得する等) 4. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(時点)	令和3年9月27日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(時点)	令和3年9月27日時点	令和4年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務・保険給付の支給に関する事務・一部負担金に係る措置に関する事務・一時差止めに関する事務・保険税の賦課・徴収・滞納整理に関する事務 3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理に関する事務・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理に関する事務・医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得ならびに紐付け等に関する事務 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保険給付等の支給に関する事務	1. 東村山市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の異動処理及び資格管理に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課に関する事務 3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得ならびに紐付け等に関する事務 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保険給付等の支給に関する事務	事前	
令和4年12月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険関連情報ファイル	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険関連情報ファイル (5)口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和4年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法(利用範囲)第9条第1項 別表第1の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事前	
令和4年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(時点)	令和4年8月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和4年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(時点)	令和4年8月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	